

その他改正事項について

1. 建設業法改正に伴う改正事項

○改正建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～三 (略)

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五～十五 (略)

十六 その他国土交通省令で定める事項

2・3 (略)

(公共約款、民間約款(甲)、民間約款(乙)、下請約款 契約書部分関係)

- ・ 約款の契約書部分に工事を施工しない日又は時間帯について記載する部分を設けるとともに、注で当該事項を定めない場合は削除することとする旨を記載する。

監理技術者の兼務規定について

○改正建設業法

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4～6 (略)

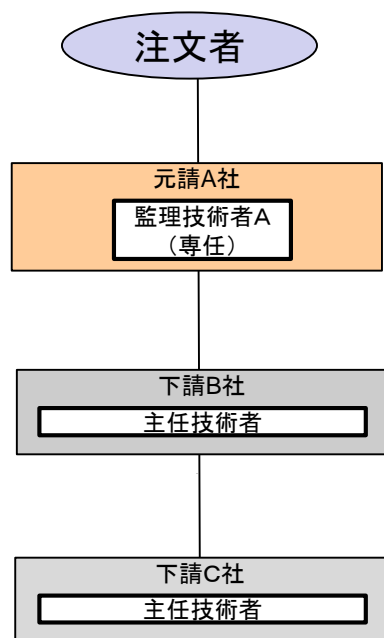
(公共約款第10条、民間約款(甲)第10条関係)

- ・ 今回の建設業法改正において、専任が要される監理技術者について、監理技術者を補佐する者を専任で配置した場合には、当該監理技術者は複数の現場を兼任できることとされた。
- ・ 現行の約款において、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の氏名について、発注者に通知することが規定されているところ。
- ・ 今回の建設業法改正を踏まえ、監理技術者を補佐する者についても発注者への通知対象とすべく約款に記載することとする。

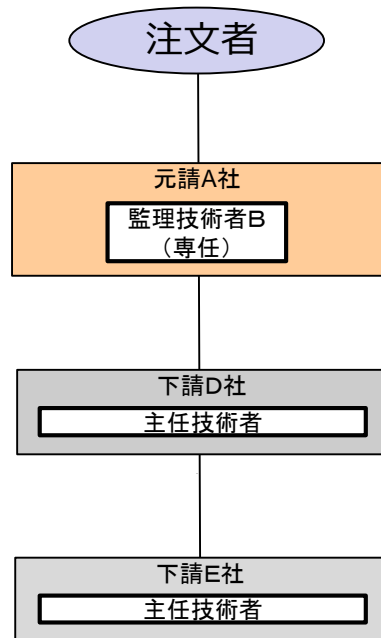
【現 状】

- ・ 建設工事の請負代金の額が3500万円（建築一式工事にあつては7000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければならない。

工事 1



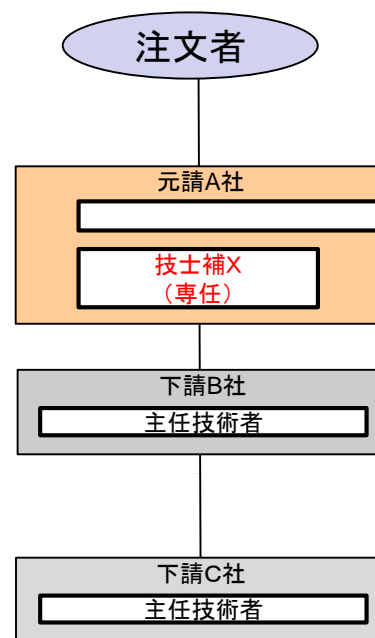
工事 2



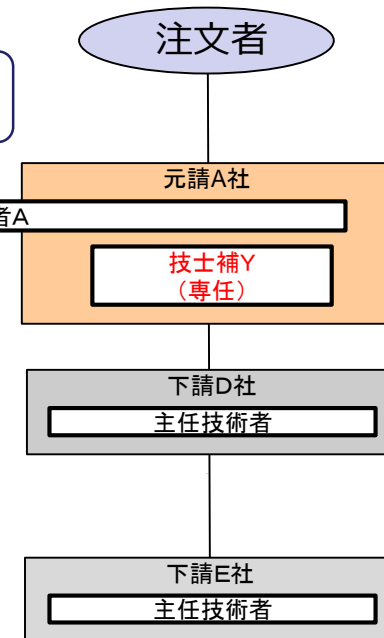
【改正後】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。（当面2現場とする予定。）
- ・ 政令で定める者は、今回創設する技士補制度のうち、1級の技士補であつて主任技術者の資格を持つ者などとすることを検討中。

工事 1



工事 2



著しく短い工期による請負契約の締結の禁止について

○改正建設業法

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○改正品確法

発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～五 (略)

六 公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、適正な工期等を設定すること

七～九 (略)

(公共約款第21条、民間約款(甲)第29条、民間約款(乙)第19条、下請約款第17条関係)

- 働き方改革を促進する観点から、改正建設業法において「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」ことが規定されたところ。また、公共工事については改正品確法において発注者の責務として適正な工期等を設定することとされたところ。
- 働き方改革の促進を目的とした今回の改正建設業法や改正品確法の趣旨を踏まえ、公共約款については「発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。」と規定を設けることとする。
- 民間約款(甲・乙)、下請約款については、改正建設業法の趣旨を踏まえ、改正建設業法第19条の5と同様の内容を確認的に記載する。
具体的には「発注者は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。」ことを規定する。

2. その他

履行保証の規定について

(公共約款第4条関係)

- 平成29年に破産管財人による解除の場合についても、受注者において違約金支払義務が生じる事由に当たる旨改正が行われたが、契約を保証する証券において、破産管財人による解除が保証の対象となっていない場合があり、発注者が違約金を保険会社から受け取ることが出来ない可能性がある。
- このため、約款において、保証契約は破産管財人等による解除についても保証するものであることを求めることを明示することとする。

